

## 第1回関市自治基本条例策定審議会 会議録

- 1 日 時 平成24年12月18日(火)  
開会 午後7時00分 閉会 午後9時14分
- 2 場 所 関市役所6階 大会議室
- 3 出席委員 (◎会長、○副会長)
- |      |       |                |
|------|-------|----------------|
| 1号委員 | 阪野 貢  | 公募委員           |
|      | 高村明宏  | 公募委員           |
|      | 亀井 専  | 公募委員           |
|      | 梅田洋子  | 公募委員           |
|      | 濱岸利夫  | 公募委員           |
|      | 吉田宰志  | 公募委員           |
|      | 黒田 勉  | 公募委員           |
|      | 薫田文悟  | 公募委員           |
|      | 濱島純子  | 公募委員           |
|      | 安田光昭  | 公募委員           |
|      | 野澤敬子  | 公募委員           |
|      | 佐藤孝洋  | 公募委員           |
|      | 杉山健二  | 公募委員           |
|      | 西澤達也  | 公募委員           |
|      | 澤井三男  | 公募委員           |
|      | 増井紘昭  | 公募委員           |
| 2号委員 | ○山中一義 | 関市自治会連合会会長     |
|      | 石井和典  | 関市老人クラブ連合会会長   |
|      | 長屋政明  | 関市社会福祉協議会副会長   |
|      | 北村正敏  | 岐阜県関刃物産業連合会会長  |
|      | 清水宗夫  | 関市青少年健全育成協議会会長 |
|      | 高井奈津子 | 関市地域情勢の会連合会副会長 |
|      | 杉山ミサ子 | 関市NPO連絡会会員     |
| 3号委員 | ◎鈴木 誠 | 愛知大学地域政策学部教授   |
|      | 土屋康夫  | 元岐阜新聞論説委員      |
|      | 北村隆幸  | 関市市民活動センター事務局長 |
- 4 欠席委員
- |      |       |              |
|------|-------|--------------|
| 1号委員 | 後藤律而  | 公募委員         |
| 2号委員 | 栗倉元臣  | 関商工会議所副会頭    |
|      | 杉浦康弘  | (社)関青年会議所理事長 |
|      | 浅野欽一郎 | 関市まちづくり協議会会長 |

5	その他の出席者	尾関健治 大野隆幸 山下清司 森川哲也 相宮 定	市長 企画部長 市民協働課長 市民協働課主幹 市民協働課課長補佐
---	---------	--------------------------------------	--

## 6 議事

(開会 午後 7 時 00 分)

- 1 委嘱状の交付  
市長から各委員に委嘱状を交付
- 2 市長あいさつ
- 3 関市自治基本条例策定審議会条例について  
事務局が資料に基づき説明
- 4 会長及び副会長の選出  
互選により会長に 3 号委員の愛知大学地域政策学部教授 鈴木誠氏、副会長に 2 号委員の関市自治会連合会会長 山中一義を選出
- 5 関市自治基本条例策定審議会の会議の傍聴に関する規程について  
事務局が資料に基づき説明
- 6 自治基本条例について  
事務局が資料に基づき説明

委員 過去に多治見市や岐阜市、ここで例が上がっております条例が作られた自治体で、条例ができてこういう点が変わって良かった等を耳にしたことがあればお聞きしたいと思います。

事務局 例えば垂井町ですと、小学校区単位でまちづくり協議会のような住民自治の組織を設置し、その組織が協働しながらまちをつくっていくとの規定を入れることによって、地方自治法だけでは規定できない自治の仕組みやルールが決まっていくことがあると思います。

会長 実は垂井町のまちづくり基本条例策定の委員長をやりまして、2年間かけて行いました。この特徴としては、「プロセス」そして「作った条例の活かし方」という 2 点に集約できたと思われました。まず

つくる過程、従来条例というのは、行政サイド、もしくは議員立法という形で議会がつくるといふ、なかなか市民にとってはこの条例が自分たちの暮らしにどう役立つのか、生かせるのか分かりにくいですが、市民のみなさんが直接委員としてお入りになって、日頃生活をしている身近な小学校区やもっと小さな単位である自治会で、住民同士が話し合いをして、防犯活動や防災、あるいは子どもの見守りやお年寄りの一人暮らしへの声掛けなど、いろんなことをやっています。そもそも住民としてやったほうが良いのかやるべきなのか、あるいは、住民としてそのようなサービスを住民から受けて良いのか、日頃から悩みを持っていましたが、条例をつくることによって住民としての責任、資料4ページにあるような「町民として何をしなければならぬのか、すべきなのか」が明示されたことによって、日頃考えていた疑問点とか、やれることをどんどんやれるようになるのか、こういう問題点の解消であるとか、できることが発揮できるようになったとか、そのようなことが沢山生まれてくるようになりました。ただ、それをあらゆるところで展開して良いか。まちといっても広いので、事務局が説明されたような身近な「学区」という単位、そのような所に「コミュニティ」という単位を作り、自治会や地元のボランティアの人たち、地元の企業の方たちと一緒に話し合いの場を設け、できることを取り組んでいこうと考えられ、少しずつ動き始めてきたということがありました。身近な日常の変化を目に見える形で、当事者である住民が作り上げていくことができるということが、この条例の中で表れてきた変化の一つでもありました。

他のまちでも例えば、岐阜市であれば、いろんな地域の中のこゝを改善したい、この樹木を保存していきたいとかですと、「オーナー制度」という形を設け、いろんな地域で参加されています。自治会を中心としてコミュニティを活性化する試みが、住民の目線の中で具体的に組み立てられるようになってきており、そのような姿が大いに受けられました。

委員

名古屋市の河村市長が提案されている、「地域委員会」という言葉を耳にしたことがあります。そういう角度からするとその辺りはどうなりますか。

会長

「地域委員会」というのは、名古屋市の仕事の基になる税金の使い方を市民の方たちに決めていただく制度が「市民委員会」というものです。市民のみなさんは、特別職として信任を受けますけれど、小学校区という「学区」というエリア、名古屋市の場合はモデル地区が8つ生まれましたが、その8つの学区の中で、いろんな市の施

策を「住民だったらこんな所にお金を使える」あるいは「使った方が良い」という意見を基にして市のお金の使い方、つまり、予算の編成や決定を市民のみなさんが審議をして決めるという役割を持ちました。そのようなものが名古屋市の「市民委員会」でした。非常に限られたエリアの行政のお金の使い方を決めるもので、市民がどう動いていくか、そして、どのようなことをしたら良いのかという話までには及ばなかったものですから、関市の方がはるかに住民の自治的な活動を保障する制度と審議になっていると思います。

委員

旧関市のことですが、昭和 35 年に関市になったと思います。それから 50 年の歳月の中で、今日話し合っている条例の策定がなかったわけですが、逆にいえば関市の場合は温厚なまちで、旧関市は財政的にも豊かだったので、合併した時に、板取とか武儀町、武芸川町は旧関市と比較して、非常に大きな問題点を抱えながらここまでできたのですが、この 50 年の間に問題点があったのではないかと思います。本来はもう少し早い時期に、基本条例を策定しておけば、もっとスムーズになったと思います。委員会を今日やるのは悪いというわけではありません。行政側がもっと早く広報を通じて一般的な情報公開ができるのではないか。そうすれば、市民の方もいろんな行事や市民活動に参画しやすいと思います。今までの広報を見ますと非常に微細な、新聞で言いますと三面記事的な広報活動、もう一つは予算の編成など議会運営、行政側の情報を的確に市民の方が分かりやすいよう、言い換えますと、小中高生くらいでも理解できるような情報誌が良いと思います。また、今はグローバルなので、市内にも外人の方がみえます。英語とか日本語に限らず海外の情報を取り上げると良いと思いますし、少なくとも市民と行政がいかにか上手くやるかが一番大きな論点になると思います。無駄なく、なおかつ財源が決まっておりますので、合併する前にしっかりした土台を作っておけば、財政や市民活動に関しても円滑にいきそうな気がしました。資料をいただいて、直感的にそう思いました。

会長

ありがとうございました。今の点は後の 9 番に関係してくるので、ご意見という形で承ってよろしいでしょうか。内容についてのご質問ではないということですので、後の意見を述べていただくための前提条件としてご披露していただきました。今日はまさに今ご指摘があったような住民の参加、行政の責任の明確な基準を作っていくことが重要な作業の出発点となりますので、ご指摘をいただきながら、後の 9 番の所でぜひ皆さんからも積極的に意見をいただきたいと思いますので、ここに書かれている内容について、もしよろしければ承認をいただきまして進めていきたいと思っています。

7 今後のスケジュールについて  
事務局が資料に基づき説明

- 委員 具体的な開催日はいつごろまでに決まるのですか
- 事務局 月1回程度を予定しています。年が明けました1月には29日の火曜日を予定しています。2月、3月も月末を予定しています。月末でお忙しいとは思いますが、当面3月まではそのような予定です。
- 委員 審議会を夜に開催することに違和感があります。夜、人間は基本的に家庭で休む時間です。皆さんご都合があると思いますから、違和感があるということだけ伝えさせていただきます。基本的には日中開催だと思います。
- 委員 回数ですが、月1回や2回に限定されると、重要な提案があった場合には会長、副会長の判断で、問題点があった場合は次に数回というようにしないと、中途半端なことでは結論は出ません。スムーズにやることは結構ですが、時間も含めて日中が良いのか。重要な懸案は1時間、2時間では難しい所があるので、そこはもう少し柔軟な発想でやっていかないとはいけません。最初から決めつけますと、私たちも用事がありますので、あらかじめ、各事務方に2週間くらい前にと予告されれば予定がつくことなので、少し幅広い感覚でやっていただければと思います。
- 会長 分かりました。会議の開催の時間や回数なども柔軟に対応したらどうかというご意見をいただきました。会議の開催については会長と副会長で相談して、皆様方にご連絡申し上げますので、会議内容、審議内容等を踏まえて柔軟に対応させていただくことでお願いします。
- 委員 もともと平日夜開催という約束で応募していますので、基本的に夜は大丈夫です。
- 委員 平日の夜開催というのは決まっているのですか。
- 事務局 夜の開催を前提にご応募下さいとご案内しておりますので、先ほどの佐藤さんは、そういう意味で日中では困難だということだと思います。
- 委員 スケジュールを見ると、調査・研究が今回と来月1回で、後1回

の調査・研究ということになりますね。自治基本条例の、一般から公募して参加した私のような者は、先生の講演を拝聴しましたがけれど、まだ具体的にどうやって進めていくのかも分からないので、調査・研究の部分を一生懸命やらなければいけないと思います。例えば、次回までに、個人的に私たちメンバーができるようなことがあれば指示していただくと、宿題みたいな形でやってきて、次回までに準備すると良いかと思います。

会長                    今のご意見は、実は先ほど説明いたしました資料 1 の関市自治基本条例策定審議会条例第 2 条の規定に係ることですから改めて事務局から説明させていただきます。

事務局                次回の会議に向けてできる限り早い時期に資料を作成し送らせていただこうと思います。十分準備をしていただいて会議に出席いただきたいと思います。事務局でできる限り調査・研究して委員の皆様にはご意見、ご提案をいただくというイメージを持っています。また 2 月以降素案作成となっておりますが、それまでの段階では、いまのような方法になってきますが、素案の作成に入りましたら、もう少し小さなグループに分かれて検討していただくような手法も取り入れていきたいと考えております。また、ご提案があったような頻度で会議を開催することをお勧めできませんので、よろしくをお願いします。

会長                    次回から本格的に審議をしていただきますので、その段階で実際には、いろいろと検討していただく、あるいは持ち帰って調べてきていただくというような作業もあるかと思います。今回はあくまでも調査・研究というのは皆様からのご意見を踏まえて事務局の方で準備していくものという理解でいただければと思います。

## 8 事例から学ぶ自治基本条例 事務局が資料に基づき説明

委員                    こちらのデータを、パソコンのデータで欲しいのですがいただけますでしょうか。

事務局                お渡しします。

委員                    資料 5 を説明するにあたって、7 ページまでページがありますけれど、その裏面は 8 ページとするか、今決めてしまった方が審議は速やかにいくのではないのでしょうか。

委員	<p>今の資料の説明を聞きまして、資料で非常に細かい条例案があるところと、空白の欄があります。資料7の場合ですと多治見市、伊賀市、大和市、この3つの市が最後の資料まで各欄に条文があります。関市が今後条例を策定する場合、この中で網羅されているのか、あるいは、これを参考にして作られるのか、多治見市、大和市、伊賀市、各欄が埋まっています。関市がこの3市にあてはまった場合、おそらくこれ以外のことはあまり出てこないと思います。同じ日本の国のごく近くですから、参考になる資料だと思います。これ以外に関市は何が必要なのか逆に探っていく方が、結論が早く出ると思いますので、できれば多治見市、伊賀市に訪問して、向こうの方と話し合いや参考意見を聞いてスタートした方がはるかに合理的だと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ご意見ということでいただきました。他内容について文言とかご質問等はございますか。</p>
委員	<p>条例の定義について教えて欲しいのですが。内容的に時代とともに変化する可能性があると思います。基本だけおさえた条例を定義して後に変化できるのか、その時代時代に対応できるのか、それとも、条例はもっとガチガチに固まっているものでしたら、基本だけおさえて後に違うコンサルで押さえていくしかないか、そのような意味で条例が分からないものですから、教えていただきたいです。</p>
事務局	<p>市の規定は、条例・規則・要綱、いろいろございますが、議会に議決を得るものは唯一議会条例です。先ほど、「条例はガチガチに決まっているのか」ということでしたが、条例は廃止や改正ができます。例えば、この自治基本条例が5年後に見直した時に、改正が必要だったら改正はできるとお考えいただきたいと思います。他の自治体のものを見ていただきますと、他の条例に委任しているものがあります。先生もおっしゃっていましたが、理念条例ですと細かな手続きまでうたえません。そうすると、手続きはまた他の条例で、例えば、「住民投票条例」などを作って補完していくことが考えられます。</p>
会長	<p>今委員がおっしゃったように、時代や情勢によって条例の中身が不足すると、新たな項目を設けたり、解釈の所を変えたりしていく必要があるのではないかと。そのような時には、条例を改正することを議会に行ってもらわなければなりませんので、条例に基づいて協働のまちづくりをしていきたいと考えております。その協働のまちづくりの推進状況を、市民の皆さんがいろいろチェックしていく場</p>

が設けられるだろうと思います。そのような所で、条例の中身を変えていく必要があります。議会の中でもそのような意見が出てくることもありますし、また、行政や市長からの提案もあるかと思いますが。その時には、この条例はその都度改正し、中身を実際の市民生活を支えていく、役に立つ条例に変えていくことができると思います。これで始まってお終いということではありません。

委員

基本条例、例えば、資料 4 ページに「市民・事業者」の欄がありますが、良いまちづくりのために企業は切り離せない部分がありますが、条例と一般の企業とどのような関わりがあるのか、よく理解できません。制約やあり方が条例とどうリンクしているのか理解できない。

事務局

自治基本条例をどう規定するか、皆さんにご検討いただきたいですが、例えば、企業、NPO、地域貢献性、公共といわれる部分です。市民や行政が作り、事業者やNPO、みんな連携して作りましょうということで事業者をあげている自治体があると個人的に理解しております。

会長

もう少し具体的に言いますと、1999年に「中小企業法」が改正され、国の中小企業新法に関する施策に地方自治体が準ずれば良いという規程がなくなり、地方自治体、特に市町村などは県との連携を図りながら、地域の中小企業の振興に独自に取り組むことが求められる法改正がありまして、それを基に2009年、「中小企業憲章」が国会で審議され決められました。日本の99%が中小企業となっており、働いている人もいます。実際に利益、所得を作る源泉の55%は中小企業が生み出すものであります。中小企業を含めた事業者の皆さんが地域の中で存在感を発揮して雇用を作って、地域の人たちも中小企業が作り出す仕事や役割を認識しなければならない部分がありました。99年の法改正と2009年の「中小企業憲章」、それ以降自治基本条例の中で、事業者の項目を起こして積極的に位置づけるような所が出てきました。事業者の中に中小企業というように限定せず、例えば、2000年に「農業基本法」が改正され、農業も国の施策に準ずれば良いのではなく、地方自治体の地域の人たちの健康や特産品を大事にして地域振興に役立てていく計画をしなければいけないため、「食糧・農業・農村基本条例」を作って、各街々が振興に入ります。例えば、新潟県、富山県など地方の農業地帯では、地元の特産品を起こしたまちづくりを一生懸命やっついていこうと、事業者の中に農業者や生産組合などを想定した「事業者」という項目を設ける所も出てきました。関市の実情を踏まえて入れられないか、どう

いう内容で入れたら良いのか、これからの委員会で検討いただければと思います。非常に柔軟にやっています。そのような主旨でご理解いただければと思います。

最近もう一つ、「子ども」という項目が設けられるようになりました。大和市にもありましたが、愛知県新城市でも、子どもにこれからの世代、次の時代の大事な担い手として任せていかなければいけないので、子どもたちのまちづくりへの参画意識を高めるため、子どもの役割を入れ込む条例が議会で可決されたと聞いております。この地域ではどのようなものが必要なのか、積極的に出させていただきながら地域にふさわしい条例を作れば良いのではないかと思います。

## 9 意見交換

委員

この審議会の公募が5月か6月でありましたが、なぜ12月にずれ込んだのかの説明があっても良いと思います。

ベースになる条例ですが、事務局が市民協働課ですので、次回の審議会に各課の責任者が出てくるだろうと思います。市民協働課が事務局だけでこの策定と作業を進めていくことはないのではないかと思います。

傍聴に関する規程で、傍聴人の数を制限することができるのが会長の権限であります。どういう場合に制限されるのか、疑問に感じます。住民参加といいながらも、調査研究を事務局中心でやり、3回目から素案が出てきます。住民参加であれば、審議の状況を住民の方々にその都度情報公開するとか、例えば、審議会ニュースなどをホームページにアップするとか、情報公開しておかないと住民参加にならないのではないかと思います。一市民として勉強しながら頑張りたいと思っています。

委員

世代交流を実現できるような地域コミュニティの構築、活性化に貢献できたらという気持ちで参加させていただきました。

委員

市会議員の皆さんがもっと踏み入った話を、「こういう問題を抱えてやっている」と地域で言う機会があれば、市民が市の行政に関心を持つようになり議論する土壌も豊かになっていくと思います。その辺りを審議していきたいと思います。

委員

とても難しいものになると思いつつも、わけの分からないことが分かるような条例ができることに期待しながら公募しました。一つ感じることは、「未来を担う子どもの育成」で子どもの本当の声を

聞くことだと思えます。

委員

理学療法士という職業をしており、障がい者や高齢者に関わらせていただき、社会的弱者と言われる方たちと接してきました。そうした方々の意見を条例に盛り込み、弱い人たちの意見をできるだけ反映できればと公募させていただきました。

委員

今日欠席の〇〇さんが会長されている「まちづくり協議会」で、5、6年前に西寺元多治見市長がお招きして「まちづくり条例」について勉強したことがあります。その時に元市長がおっしゃっていたことは、これを作成するにあたって、「最高規範性」という重要な条例であり、どれだけ市民を多く関わらすことができるかがこれからのポイントということで話されました。策定の過程で、公募以外にも多くの方が関わっていただけるような形で作れたら良いと考えています。

委員

説明資料だけ説明して、「どうですか」と言われても考える時間がありません。考える時間がないとできません。会社を経営している人もいますが、先ず経営方針があり、経営計画があり、短期、中期、長期経営のビジョンを作ることが一番苦しいです。それが無いままいってしまうと、薄っぺらなものになると思います。

委員

関市にお世話になっており、恩返しをしたい気持ちです。全国でいろんな方とお会いしますが、飛騨高山は知っていても岐阜は知らない。そのような中で、関市という所をアピールできないか、力になっていきたいと思えます。

委員

自治基本条例をインターネット等で調べさせていただきますと、あまり良いようなことを書いてない部分もあります。説明の時は良い感じのお話を伺っていたのですが、いろいろ探してみるとそうでもない部分もありますので、そのような所も広く策定委員の方たちにお話ししながら、どこに問題点があるのかということも説明しながら作っていきたいと思えます。

委員

関市全体の自治の勉強で、市民参加のまちづくりができるということで、今回参加しました。よろしくをお願いします。

委員

市議会の質問にあったように、自治基本条例はあまり知られておらず、私も知らないので勉強したいと思います。市民も知らなければならぬことなので、このような会議に参加しながら、進捗状況を知らせることができればいいと思ひ参加しました。

委員                   私が参加した理由は、伝統文化をいかに守るかを条例に盛り込むことです。また、弱者とよばれる老人や子どもに対する目線は強いと思いますが、一番大事なのは、いかに赤ちゃんを健やかにたくさん産ませるかですが、それに対する市民の目が全く社会に反映されていません。社会福祉協議会とよく話をしますが、そのような部署は役所では設置していない、誰も見ていないということです。支部長にお話をしたら、そのようなことはご家庭のご夫婦にお任せしますとのことでした。

委員                   年金生活をしていますが、40 数年間会社に勤めまして、そこで得たものを皆さんと共有して、市民目線で意見を言っていたきたいと思います。

委員                   会議にあたり、自治基本条例をインターネットで調べましたがよく分かりません。なぜやるのか、必要なのか、反対意見も多いです。こんな状況で十分な議論ができるか心配です。期間が短いですし、型にはまった流れの中で、形式的なもので終わってしまう心配があります。今日の参加者の中でも女性が少ないですし、若手も少ないです。この状況を改善しないと一般の市民に浸透しないと思います。浸透させる方策として、審議内容を公表していくべきですが、どのように公表されるか気になります。

委員                   応募したきっかけは、関市の行政・施策について知りたかったからです。

委員                   今と昔との大きい違いは、事件がいろいろ起こっていることです。一つは隣同士の付き合いがキーワードになっています。関市以外でも都会になれば頻繁に事件・事故が起きています。根幹は地域のコミュニケーションです。人間は、環境によって左右されます。良い環境を作るために応募しました。

世の中では「オンリーワン」や「ナンバーワン」という言葉が簡単に出てきます。「オンリーワン」というのは、「たった一つ」ということです。小さくてもいいのでダイヤモンドになることです。関市もダイヤモンドのような人口が小さい市ですが、世界に向けて光を放つことが良いと思います。グローバルな中で、海外はアメリカ、ヨーロッパ、アジアなどです。外から見たときに、関市の良い所と悪い所が客観的に見えます。私も、関市役所でいろんな役を受けてきて、いろんな場面で講演に行くこともありました。市民の人としてある時は主観的に、ある時は客観的になり、ものを見ました。発言したことは自分

で責任を取る覚悟で今日来ました。

委員

鈴木先生の講演を聞きました。自治基本条例に基づいての地域委員会が各地域で作られると思います。ところが関市の状況を見ますと、例えば、小学校区と一つの自治会が別の団体に属し、入り組んでいます。それを是正しながら説明して回っております。老人クラブにしても、基本条例の話をしながら分かるように説明していきたいと思いますので、勉強させていただいております。今後地域委員会等ができて、その中核になるのが自治会長ではないかと思えます。ところが関市の自治会長はほとんど一年で変わってしまいます。一年で自分の町内を把握することはできません。そういう中で、今後は地域を一番知らなければならない自治会長がなるべく自分たちの状況を把握して、それを次の自治会長へ申し入れができる方法をとらなければ、地域委員会での発言が段々薄くなると思います。そのような面を進めていきたいと思います。

委員

どのように策定していくか勉強させていただきますので、よろしくをお願いします。

委員

刃物会館は耐震にひっかかり、建設等いろんな問題があります。副会長がこの会合に出席することになっておりましたが、事務局長から「行く人がいないため行って欲しい」と言われて来ました。全然分からない話ばかりで皆さんのご意見を聞きながら、これから私であれば勉強しますが、おそらく私ではない人がここに参加すると思いますのでよろしくお願いします。

委員

鈴木先生の講演を聞きましたが、正直半分理解できませんでした。今日聞いて図式を見ましたが、条例が組み合わせあってそれを基に作るという発想でございますので、逆に、市の職員の足かせにならないかと思えます。ゆっくり考えなくては、住民の声を反映して作ったことは良いが、将来的にみて本当に良かったのかなと思えます。活性化の欄で、市の職員が思いっきり発想できないのではないかと懸念がありましたので、もう少し勉強させていただきます。

委員

認識不足を感じております。今日来たからには、先ず地域女性の会の皆さんには私がこの会に参加していること、また、この会はそのようなものであるかということ定例会や役員会でお話して、皆さんの意見を聞きながら参加していきたいと思っています。勉強させていただきますのでよろしくお願いします。

委員

自治基本条例は包括的な素晴らしい条例なのかと思います、どのように機能していくのかと思いますながら説明をお聞きしておりました。基本条例の中に盛り込めるかどうかは別としまして、子どもの話が出ていましたし、基本条例といいながら、関市らしい特徴のある基本条例があっても良い気がします。その特徴がある所を出すとすればどこなのかを、皆さんと話し合いをしたかったのですが、その辺りが無いままで見切り発車かなと思いました。今後の推移を見ながら考えさせていただきます。

委員

自治基本条例やまちづくり条例は大切ですが、期待しすぎてはいけないとも思っています。まちづくり条例は理念条例ですので、個別のものを詳しく規定するものではないと思っています。理念条例ということは、作った後の意識改革をしていくのか、理念に沿ってやっていこうという思いをもってもらうことが大事かと思います。審議会が進む中、市民や行政、議会の方々と意見交換とか議論を巻き起こすような審議会になれば良いと思います。そのためには、議論を巻き起こすようなイベントをやってみたり、セミナーや講演会をやってみたり、そのようなことも絡めながらやっていけたら良いと思います。しかし、そのようなことをするには期間がありません。先ほど行政の担当の説明から、皆さんが言えば期間を延ばしても良いというように聞こえたので、議論を深めていくなかで、期間にとらわれすぎずにやっていきたいと思っています。

もう一つ、自治基本条例、理念条例と言いつつも、これを作ったらどう変わるのかが見えにくい条例だと思います。これを作ったので効果的に動く、ということも念頭に置きながらやっていかなければいけないと思います。垂井町の場合ですと、条例の中でまちづくりセンターを設置すると規定していたり、コミュニティの組織を規定している条文もありますので、子どものこともそうですし、理念条例でありつつも、作ったら効果的に次の年から動いていけるようなものであれば良いと思います。

委員

オセロゲームのような衆議院の総選挙があってこれから先、日本どうなるのかなと思っています。3年前を思い返せば、政権交代した時に民主党が掲げたのは「地域主権」であり、それを1丁目1番地だと高々と掲げました。しかし、民主党はみごとに裏切ってくれました。今回の選挙の結果を見ながらあれは一体なんだったのだろうと思っています。

住民地域、地方自治という立ち位置を決めてみますと、政治はいろんな形で変わってきますけれど、住民自治はきちっとした立ち位置をもちながら、自分たちの地域をどうしていくかという大事なこ

とではないかと思えます。特に自ら公募された方たちの熱意を感じますので、できれば30人の委員の意見を尊重しながら、真っ白い画用紙にパソコンではなく鉛筆をなめなめしながら夢を書き込んでいく作業ができたらと思えます。それが、関市がこれから進んでいく大きな道しるべになるのではないかと思えます。微力ながらこの会に参加させていただきましたので、一生懸命やらせていただきたいと思えます。

委員

自治基本条例はどういうものなのか、インターネットで調べてみました。現在、全国で1,700都市・市町村があるそうです。その内の250くらいの市町で制定され、動き始めていると載っていました。これは自治体の憲法作りであると書いてありました。非常に多くの問題がありますので、みんなで議論して作り上げていかなければならないと思えます。先ほど〇〇さんが、地域委員会を作り、その組織の中で事業を進めていくとおっしゃいました。地域委員会を作るとなると、校区別になります。私は安桜ですが、安桜支部は、関市の旧十六銀行から赤土坂までが支部の範囲です。当然、倉知地区の方々もこちらに来ているねじれ現象がありますから、それを正していかなければならないと思えます。該当する役員や自治会長に寄っていただき、その問題について話し合いをしました。最近の方はとても理解しており、子どものためにはそうしていかなければならないという意見が多かったのですが、前支部長からの課題でありまして、役員会を作って、2月、3月と進めていきたいと思っています。資料は事前配布していただき目を通すなかで追々勉強していき、このような場で議論をたたかわせながら策定していくことが大事であると思いました。

事務局

承りましたご意見の中で、お答えしないといけないことがありますので、ご説明させていただきます。一部の方には、当初5月にスタートさせるとお願いしたことがございました。その段階では、条例ではなく役所の要綱の規定で委員会を立ち上げようとしておりましたが、資料6にも、他市の否決された事例がございましたが、付属機関としての委員会の設置のあり方や議会の軽視など、いろんな所の事例について私どもの調査が不足しておりました。多くの自治体では要綱で審議会が設けられておりましたが、そうではなく議会へ条例をとという形でご審議をいただくことにいたしました。しかし、要綱で始めようとしたものを条例化するために議会のタイミングがございまして、今日まで遅れたということです。ご理解をいただきたいと思えます。

スケジュールが非常に厳しいということでしたが、一つのたたき台

として先ほど説明いたしました。市長も冒頭のごあいさつの中で、これに限られる、縛られるものではないと言いました。私自身もそうだと思いますので、十分お話ししながら進めて参りたいと思います。特にご意見の中でも、地域や年齢、性別で偏りがあるのではないかというご意見もありましたので、いろんな所へこちらからできたものをお示しして、ご意見を聞くような場も必要になってくるのではないかと考えています。

情報の公開につきましても、可能な限り広報やホームページで多くの方にお知らせできるような努力をして参りたいと思います。

事務局は企画部市民協働課でやっております。しかし、市役所をあげて議論するべきではないかというご意見がありました。一時的に関わりをもって進めて参りまして、随時庁内の横の連携を取りまして全庁的な検討をして参るつもりでございます。また、この場で特定の課、あるいは、参加が必要であれば求めたいと考えております。以上皆様から承った中で、私もその考えでおりますのでよろしくお願いいたします。

委員

一つは、プロセスを重視してほしいということです。策定の過程の中で私たちも市民の方が感心を持ち、理解をしていくことが必要であろうと思っておりますので、プロセスをぜひ重視してほしいと思います。

二つ目は、情報公開を徹底的にしてほしいと思います。広報が月1回になると追いつかないと思いますので、ぜひホームページ等で審議会ニュースを出してほしいと思います。

三つ目は、市長のマニフェストにあったと思いますが、地域主権なのか、市民主権なのか、はっきりしないと良いものはできないのではないかという感想を持ちました。

事務局

地域主権、市民主権ということでございますが、〇〇さんからも地域委員会の取組の紹介をいただきましたが、地域における取組ということで「地域主権」を明確に申し上げております。私どもは、市民一人ひとりの自治のあり方としては、そちらも尊重するという事で、地域、個人の両方になるかと思えます。

会長

それでは予定されている時間を少しオーバーしましたので、このあたりで閉めていきたいと考えます。今日は皆様から様々なご意見をいただきましたが、とにかく情報、ここでの審議に係る、あるいは審議の内容の中で達成されたこと、そして課題になっていること、そして新たに必要と思われること、様々なことを発信するだけでなく、広く市民の方たちに求めていくような姿勢が必要であると思ひ

ます。そこらへんで私たちは謙虚になっていかなければならないと思います。そういう意味で、この委員会の中で、先ほど〇〇委員さんがおっしゃられましたけど「鉛筆なめなめ」と言うような非常に泥臭くここで向き合って議論をして、合意点を見出していくということが必要であると思います。ただ、この条例の中に出ているようにお互いの立場を尊重しあう敬意を持って誠実に向き合うということがまず絶対に必要であると思います。そのところを疎かにして自我や自分の主張だけを展開しようとするところのような委員会は崩壊します。そのところは大人の議論として、ぜひこれからお互いに肝に銘じあって、そしてお互いに真摯な議論を積み上げていくことで、ここでの審議内容を発信し、また広く市民から意見を求めるようなプロセスを設けていけたらどうだろうか思いました。私は他所から来ている者です。したがってですから地域のいろんな実情について皆様方から教えていただいて、その議論をきちんと導くということで力を発揮しなければいけないと思います。その時に私は実は、成立した自治基本条例だけでなく否決された自治基本条例の経験もしています。そしてその過程というものも理解しています。そういったこともこれから皆様方の求めがあれば正確にその時の資料を持ってご説明したいと思います。何よりも審議のプロセスは大事ですが、今後これをどのように次の世代のためにまちづくりに生かしていくのかという常にリアリティのある認識の下で集まってこないと内容が硬くなったり、自分たちの熱意ばかりできて、実は生かされなかったりすることが起きてしまいます。こういったことが、実は全国のまちでできた条例の中でも生かされていない条例を見るとそういうところがあります。先ほど北村さんがおっしゃった「それを生かしていく仕組み」というものを同時に考えていく、こういったことも必要です。そういった点では、皆さんが所属されている団体とか、日頃のご経験から得られた生の情報、いろんなことを勉強されるのもいいですが、日常の生活の中で感じている生のことを持ち込んでいただいて、経験交流をベースとした審議をしていただきたい。もちろんいろんな情報を集めて独自に学習をされても、それはそれでとっても大事なことですけども関市らしいものというところにおいては、日常の感覚、感触そういったものをまわりから集めていただきたい。今日はこのような場所で行いましたけれども、これからは、もっと膝を付け合せた話し合いと合意点の情報発信をしていくためのいい会議の仕方を一度模索して、そして副会長さんにご相談をしていきたいと考えます。またそれが悪ければ直していくということもやっていきたいと思います。とにかくプロセスを大事にしていきます。そして最後にここでプロセスはベストなものであっても、それが議会で否決されることもあります。議会がその審

議の過程、案を説明せよと言ったときには、会長としては責任を持って、それを議会の全員協議会をはじめとした議員の皆さんのところで説明をいたします。ですから、最後は会長、そして副会長が議会に対して責任を持って説明しますので、ここではその内容について、どうぞ忌憚のない意見交換をしていただけますようお願いいたします。

次回の開催日、開催時間等を確認

(閉会 午後 9 時 14 分)